

ハヤヨミ！ 看護政策 No. 454

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2025年1月9日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

被保険者の適用拡大及び いわゆる「年収の壁」への対応について議論 — 医療保険部会 —

公開可

◎被保険者の適用拡大及びいわゆる「年収の壁」への対応について議論 医療保険部会

12月12日に標記部会が開催され①被用者保険の適用拡大及びいわゆる「年収の壁」への対応について②医療保険制度改革について③医療DXの推進について議論した。①では、被用者保険の適用拡大について、賃金要件の撤廃、企業規模要件の撤廃、非適用業種の解消の順に進める案、及びそれぞれの適用拡大を行った場合の医療保険財政への影響に関する試算が示された。適用拡大の方向性について賛同する意見が多く、異論はなかったが、保険者側より国民健康保険の安定的な運営への配慮や基盤強化を求める意見があった。また、健診や保健指導などの保険者機能を発揮するための準備や、中小企業での保険料負担や手続き上の事務負担の増大に留意した段階的な施行を求めた。保険料費用負担を従業員と事業主との合意に基づき任意で変更できる特例案については、中小企業への影響、時限措置終了時の手取り減少や企業内での待遇格差を生む可能性から反対意見が述べられた。②では、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、所得区分に応じた自己負担限度額の細分化の方向性について異論はなかった一方で、保険者側から外来診療に係る医療費負担軽減の特例廃止については、検討を進めるべきという意見と、患者への影響の大きさから廃止に慎重な診療側の意見があった。これまでの議論を踏まえながら、予算編成過程で事務局が調整し、結果は本部会へ報告されることになった。③では、電子カルテ情報共有サービス全体に要する費用を国、医療機関、保険者などがそれぞれ一定程度負担する案が示された。制度として一定程度確立した後に保険者が運用費用を負担する案に対して「一定程度」とはどの程度かについて質問があり、事務局は「少なくとも5割程度の普及が目安」と回答した。保険者側の委員を中心に、普及するまでは国が費用負担面でも責任を持つべきとの意見があった。マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化の全国展開については積極的に進めるべきとの意見が相次いだ。財政規模の小さい市町村や小規模の医療機関に過度の負担とならないように継続的な支援や情報提供を求める意見もあった。(執筆：木澤常任理事)

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

◎次期介護保険制度改正に向けた議論を開始

介護保険部会

12月23日に上記部会が開催された。介護保険制度は原則3年を1期とするサイクルで制度改正に向けた議論が行われる。今回、次期2027年度からの制度に向けた検討がスタートした。主な検討事項として①地域包括ケアシステムの推進②認知症施策の推進・地域共生社会の実現③介護予防・健康づくりの推進④保険者機能の強化⑤持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善が示された。

田母神常任理事は「医療と介護の複合的なニーズに応えるため、地域における医療機関と介護サービス事業所の連携強化とともに、看多機を利用しやすい仕組みなどによる在宅での療養継続支援が必要である」と述べた。また、人材確保に関して「都道府県行政との連携のもと、都道府県看護協会が訪問看護の人材確保、質向上などに向けた取り組みを進めており、こうした課題に対応する拠点の整備が重要である」と指摘した。(執筆：田母神常任理事)

◎介護報酬の地域区分などについて議論

介護給付費分科会

12月23日に上記分科会が開催され①地域区分について②改定検証調査(4)における自治体調査の集計状況について③処遇改善加算等について議論された。

①について、介護報酬は公務員の地域手当の設定がある地域は原則として当該地域手当に準拠する形で地域区分を設定している(一部地域で特例あり)。国家公務員の地域手当が令和7年度から段階的に見直されることに伴い、次期介護報酬改定に向けて、市町村の意向を反映しつつ、地域区分の在り方の検討を進めることとされた。

②について「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」の自治体調査の結果が速報として報告された。訪問介護事業所などの休廃止の理由として「人員の不足」が最も高いことなどが報告された。本会田母神常任理事は、介護サービスにおける人材確保策について、都道府県行政の取り組み状況で「他法人との交流機会の確保」や「ハラスメント対策」の実施割合が低いことから、基金の更なる活用やメニューの再周知などを厚生労働省に求めた。

③については、介護人材の確保が急務である中、処遇改善加算の取得推進に向け、要件の弾力化などを行うことが了承された(当該加算は、事業所内での柔軟な職種間配分が認められている)。田母神常任理事は「加算の取得促進とともに、現在加算の対象外である訪問看護についても改善に向けた対応が必要である」と述べた。

(執筆：田母神常任理事)

◎「地域における保健師の保健活動について」の見直しを検討

2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会

12月25日に上記検討会が開催された。本検討会では、地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を補完するものとして2013(平成25)年に策定された「地域における保健師の保健活動について」の見直しを検討する。第1回は、今後の保健師の保健活動のあり方に関する論点整理として、意見交換が行われた。各構成員からは、「新たな地域医療構想が示され、地域の医療資源が減少する中で、市町村の保健師に医療との関りを深めて欲しい。ヤングケアラーなども地域の問題として捉え、それを健康課題として抽出できる人材育成を期待する」(全国衛生部長会)、「人が少なくなる中で効率的・効果的に保健事業を進めていくには、戦略的に行うとともに、俯瞰的に見るのが重要であり、保健師が地域課題と対峙する際の基本的な姿勢を議論していく必要がある」(全国保健師長会)などの意見が挙げられた。また、事務量が多く専門性の発揮が難しいなどの小規模自治体の

課題、都道府県や保健所の市町村支援、統括保健師の配置促進策や人材育成の問題なども挙げられた。松本常任理事は、地域保健活動の基盤の強化、保健・医療・介護などの連携・協働、人材確保と定着促進の必要性について意見を述べた。次回は整理された論点を踏まえ、議論を深める。(執筆：松本常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「○」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。